

## ■ 誘導施策の検討（案）

### 1 基本的な考え方

誘導施策は、

- ・ 居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るため、
- ・ 都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るため、

財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができます。

（参考） 「立地適正化計画作成の手引き」（令和4年4月改訂）における誘導施策について

<p><b>○居住誘導区域内に居住を誘導するために市町村が講ずる施策（都市再生特別措置法§81②2）</b></p> <p>居住誘導区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができる。</p>	
<p><b>○国の支援を受けて市町村が行う施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住者の利便の用に供する施設の整備 例）都市機能誘導区域へアクセスする道路整備 等</li> <li>➢ 公共交通の確保を図るため交通結節機能の強化・向上 等 例）バスの乗換施設整備</li> </ul>	<p><b>○市町村が独自に講じる施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住誘導区域内の住宅の立地に対する支援措置 例）家賃補助、住宅購入費補助 等</li> <li>➢ 基幹的な公共交通網のサービスレベルの確保のための施策 等</li> <li>➢ 居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクをわかりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置</li> <li>➢ 都市のスポンジ化対策のための制度活用</li> </ul>
<p><b>○都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずる施策（都市再生特別措置法§81②3）</b></p> <p>都市機能誘導区域内に都市機能の誘導を図るために、財政上、金融上、税制上の支援措置等を記載することができる。また、民間による都市機能の立地を誘導するには、官民の役割分担や民間事業者が活用可能な施策など投資の判断材料を<b>事前明示</b>することが重要である。</p>	
<p><b>○国等が直接行う施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 誘導施設に対する税制上の特例措置</li> <li>➢ 民間都市開発推進機構による金融上の支援措置</li> </ul>	<p><b>○市町村が独自に講じる施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策</li> <li>➢ 市町村が保有する不動産の有効活用施策 等 例）公有地の誘導施設整備への活用</li> <li>➢ 福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和</li> <li>➢ 民間事業者の活動のための環境整備・人材育成</li> <li>➢ 金融機関との連携による支援</li> <li>➢ 都市のスポンジ化対策のための制度活用</li> </ul>
<p><b>○国の支援を受けて市町村が行う施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 誘導施設の整備</li> <li>➢ 歩行空間の整備</li> <li>➢ 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援施策</li> </ul>	111

### 2 米子市における誘導施策の考え方

米子市における誘導施策は、都市づくりの目標を踏まえて設定します（方針5「ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり」については、防災指針で検討します）。

また、各誘導施策については、各課ヒアリング結果及び第4回検討委員会のご意見等を基に検討します。

(参考) 誘導施策の方向性 (※第4回検討委員会資料)

	方針1 まちの利便性を活かした多様な世代が住みやすいまちづくり	方針2 商都米子の特性を活かした住みたくなるまちづくり	方針3 充実した都市機能の集積を活かした拠点エリアにおけるにぎわいのあるまちづくり	方針4 交通の要衝としての公共交通ネットワークを活かしたまちなかと郊外が多様で便利な移動手段で結ばれたまちづくり	方針5 ハード対策とソフト対策を組み合わせた安全・安心なまちづくり
居住誘導区域	1-フレイル対策拠点事業 2-まちづくり活動支援交付金事業 3-特定空家等除却支援事業 4-セーフティネット住宅供給促進事業 5-バリアフリー改修推進事業 6-バリアフリー環境整備促進事業 7-優良建築物等整備事業 8-空き家利活用流通促進事業 9-米子市空き家バンク設置事業	10-中小企業の振興に資する制度融資の実施 11-コアな米子の魅力の発掘・発信 12-移住定住推進事業 (お試し住宅) 13-移住定住相談窓口の設置 14-移住者からの相談窓口のワンストップ化ときめ細かな生活情報の提供 15-皆生温泉地区街なみ環境整備事業	—	—	43-がけ地近接等危険住宅移転事業 44-木造住宅耐震診断促進事業 (無料診断) 45-震災に強いまちづくり促進事業
都市機能誘導区域	—	16-仕事の種 (シーズ) づくりなど産学連携研究への支援 17-情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助 18-地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業 19-まちなか振興ビジネス活性化支援事業 20-YONAGO WONDER 情報発信事業 21-米子の町家・町並み保存再生プロジェクト 22-米子城・魅せる! プロジェクト事業 23-城下町米子観光ガイド 24-米子城跡整備事業 (旧史跡米子城跡整備事業)	25-住んで楽しいまちづくりファンド事業 26-公会堂利用促進事業 27-元町パティオ広場管理運営事業 28-よなごまちなかコミュニティ活性化支援事業 29-米子駅北広場ウォーカブル推進事業 30-角盤町周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業 (ウォーカブル推進事業) 31-米子駅周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業 (ウォーカブル推進事業) 32-米子港周辺整備事業 33-誘導施設の整備・誘導促進 34-商店街等イベント集客促進事業補助金 35-新生米子市立図書館の運営 36-山陰歴史館整備事業 37-西部総合事務所新棟・米子市糺町庁舎整備等事業 38-新体育館整備事業 39-米子駅南北自由通路等整備事業	40-駐車場管理運営事業 (万能町及び米子駅前地下駐車場) 41-米子駅前簡易駐車場管理運営事業 42-循環バス (だんだんバス) 運行事業	—

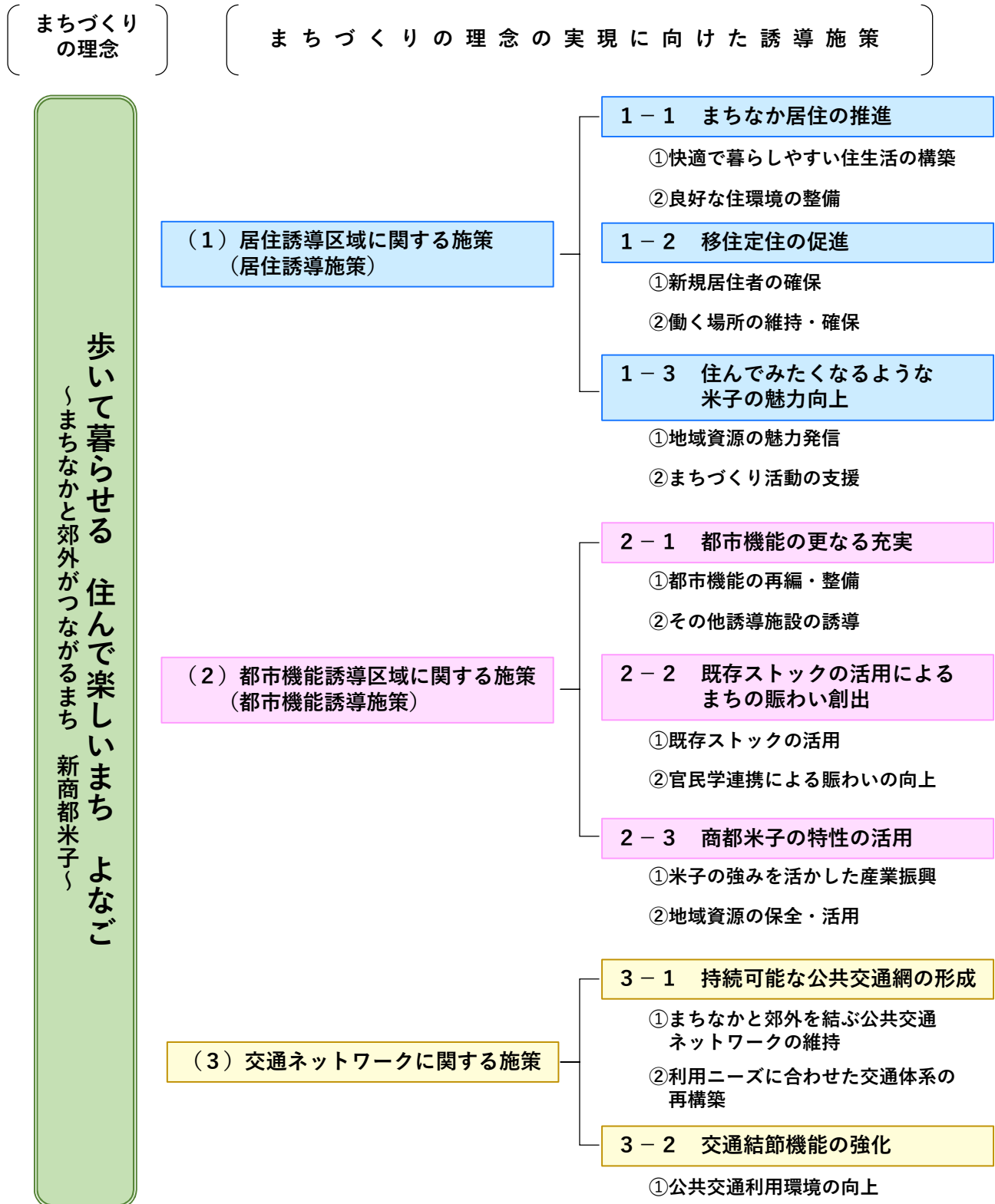
・防災指針で検討

※黒字：既存施策の継続 青字：対象区域に対する拡充検討 赤字：新規施策

### 3 誘導施策

誘導施設の方向性から施策毎に再整理し、誘導施策（案）としてとりまとめました。誘導施策の体系は以下に示すとおりです。

#### ■ 誘導施策の体系



※次ページ以降の取組状況について

「継続」…従来から取り組まれてきた施策で今後も引き続き事業の継続を図るもの

「拡充」…既存の取組について居住の誘導を図る施策として内容の拡大・充実を検討するもの

「新規」…新たに導入する事業

## (1) 居住誘導区域に関する施策（居住誘導施策）

### 1-1 まちなか居住の推進

#### ① 快適で暮らしやすい住生活の構築

まちなか居住を推進するためには、高齢者になっても住み続けられるよう、将来にわたり、安心して健やかに暮らせる住生活を構築する必要があります。

米子市では、これまでも高齢者を含めた方が快適に暮らせるための取組を実施してきましたが、今後も継続して取組を行います。

#### ■ 取組一覧（快適で暮らしやすい住環境の構築）

番号	取組名称	主な内容等	
1	フレイル対策拠点事業	市民が日常的にフレイル（高齢者が加齢等により心身の活力が低下し、虚弱となる状態）予防を行うことができる拠点を創出する	継続
4	セーフティネット住宅供給促進事業	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）を対象とした住まいの確保と安定を支援する	継続
5	バリアフリー改修推進事業（小規模な改修）	高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備について、バリアフリー法及び鳥取県福祉のまちづくり条例の基準に基づき、バリアフリー化の整備費の一部補助を行う	継続
6	バリアフリー環境整備促進事業（大規模な改修）		継続

#### ② 良好な住環境の整備

市民の生活環境に悪影響を及ぼすものを取り除くとともに良好な住環境を整備することで、まちなか居住を推進します。

そこで、著しく管理が不適切な空家等の除却や優良な建築物等の整備を支援し、居住環境の向上を図ります。

#### ■ 取組一覧（良好な住環境の整備）

番号	取組名称	主な内容等	
3	特定空家等除却支援事業	著しく管理が不全な特定空家等を対象として、所有者等が自ら建物を除却する場合に除却費用の一部を補助する	継続
7	優良建築物等整備事業	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等を図るため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備に対して、その事業費の一部を補助する	継続

## 1-2 移住定住の促進

### ①新規居住者の確保

米子市は日常生活の利便性に併せて、豊かな自然環境や便利な交通アクセス、医療機能の充実など、都市部と地方部の両面を兼ね備えた暮らしやすいまちとなっています。

このような市への移住・定住を推進するため、お試し住宅の提供や移住定住に関するきめ細やかな相談体制を構築します。また、活用可能な空き家については、物件情報の蓄積や移住希望者等への情報提供を通じて新規居住者の確保に取り組みます。

#### ■ 取組一覧（新規居住者の確保）

番号	取組名称	主な内容等	
8	空き家利活用流通促進事業	一定期間以上空き家であって、当該空き家の所有者が利活用するために必要な改修費用の一部について助成を行う	継続
9	米子市空き家バンク設置事業	市内の空き家及び空き地の流通を促進することによりその活用を図り、もって良好な生活環境の保全及び地域の活性化を図るため、空き家バンクを設ける	拡充
12	移住定住推進事業（お試し住宅）	米子市への移住・定住を希望している者を対象に、一定期間居住してもらうための「お試し住宅」の運営する	継続
13	移住定住相談窓口の設置	転入希望者へ向けた暮らしや雇用等に関する制度や支援措置についての情報発信及びワンストップサービスの相談窓口の設置する	継続
14	移住者からの相談窓口のワンストップ化ときめ細かな生活情報の提供	移住者からの本市で生活する上での様々な相談に対し、県や県立ハローワークとも連携しながら対応するワンストップサービス体制を構築するとともに、きめ細かな生活情報を提供するもの	継続

### ②働く場所の維持・確保

地域の雇用・経済を支える中小企業においては、経済活動のグローバル化、少子高齢化の急速な進行により経済的・社会的環境が大きく変化するなか、その多くは、経営資金の調達、人材の確保、新たな設備投資、販路の拡大などの様々な領域において厳しい状況に置かれています。

そこで、中小企業の振興を支援することで、働く場所の維持・確保に取り組みます。

#### ■ 取組一覧（働く場所の維持・確保）

番号	取組名称	主な内容等	
10	中小企業の振興に資する制度融資の実施	経営基盤が脆弱な中小企業に対して県と協調した融資制度の運用することで、安定的な経営を維持し、中小企業の振興に資する	継続

## 1-3 住んでみたくなるような米子の魅力向上

### ①地域資源の魅力発信

米子市には、中国地方最大峰の大山やラムサール条約に登録されている中海といった豊かな自然環境のほか、国指定の重要文化財、史跡など、歴史や伝統、特色ある風土に育まれた数多くの文化財があり、また、新たな観光客の呼び込む方策としてサイクリングルートの整備を通じたスポーツツーリズムにも取り組んでいます。

その一方で、近年、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行が注目されており、これまで観光資源として認識されていなかった地域固有の資源を活用した新たな切り口による付加価値の高い旅行商品を造成することが求められています。このような中で、種々の特定分野に対し強い関心を持つコアな層をターゲットにした取組を充実させることにより、コアな米子の魅力の発掘・発信を図ります。

#### ■ 取組一覧（地域資源の魅力発信）

番号	取組名称	主な内容等	
11	コアな米子の魅力の発掘・発信	従来の観光と関わりが薄かった工場や公共施設を地域の観光資源として発掘・発信することで、従来型の観光とは異なるインフラツーリズムや体験型観光の需要に応え、るとともにコアな米子の魅力の発掘・発信を図る	継続

### ②まちづくり活動の支援

これまでは行政が主体となってまちづくりが展開されてきましたが、近年、市民やNPOなど、民間主体によるまちづくりの取組が活発となっています。

今後も引き続き、まちづくり活動を実施する団体による地域の課題解決や、よりよい市民生活の実現のために、創意工夫して行なう活動に対して助成を行うなど、米子の魅力向上に資する住み取組を支援します。

#### ■ 取組一覧（まちづくり活動の支援）

番号	取組名称	主な内容等	
2	まちづくり活動支援交付金事業	住みよいまちづくりのため、環境美化や社会福祉活動等の自主的なまちづくりの活動を行うために市民が構成員となった団体に対して、活動経費の一部を交付金として助成する	継続

## (2) 都市機能誘導区域に関する施策（都市機能誘導施策）

### 2-1 都市機能の更なる充実

#### ① 都市機能の再編・整備

市民の日常生活の機能を担う場所として、中心市街地に集積する都市機能の維持や利用ニーズに合わせた更なる充実により、にぎわいや活力を確保する必要があります。

人口減少や限られた財源のなかで、行政サービスを維持・強化するため、計画的な維持更新や統廃合、官民連携の施設経営など、公共施設の多機能化や施設総量の適正化等を図ります。

さらに、高校卒業後の学びの場所となる高等教育機関の充実や子育てを支援する施設の整備を通して、減少しつつある若い世代や子育て世代の居住を誘導する取組を推進します。



西部総合事務所新棟整備イメージ

#### ■ 取組一覧（都市機能の再編・整備）

番号	取組名称	主な内容等	
—	(仮称) 特定誘導区域支援事業 (専修学校開校に係る支援策の検討)	専修学校開校に係る支援策の検討を行う	新規
—	新-西保育園・ねむの木保育園統合建て替え (医療的ケア児受入れ施設)	米子市西保育園と米子市ねむの木保育園を統合し、新たに、医療的ケア児受入れ機能を持った認定こども園として建て替えを行う	新規
37	新体育館整備事業	県市が所有する県西部の拠点スポーツ施設を統廃合し、東山公園内に新体育館を共同整備することで、施設の老朽化対策・総量抑制を図りながら、単独の自治体では整備できない機能・規模を有する拠点施設を整備し、競技力の向上・地域活性化を目指す	新規
38	西部総合事務所新棟・米子市麴町庁舎整備等事業	鳥取県と米子市が連携し、PFI手法により共同で新棟整備を行い、米子市から都市整備部を新棟内に移転し、県・市の類似部局を同一棟内に配置することで、県民・市民へのサービス向上と業務の効率化を図る	継続
39	米子駅南北自由通路等整備事業	JR山陰本線で分断された米子駅周辺地区において、南北自由通路及び駅南広場を一体的に整備することにより、駅へのアクセス改善による利便性向上や、交通結節点としての機能強化を図り、併せて、高齢者や障がい者など歩行者に配慮したユニバーサルデザイン化（エレベーター、視覚障がい者誘導用ブロックなど）を行うことで、安全・安心な歩行空間の創出を図る	継続

## ②その他誘導施設の整備・更新

その他、今後、整備又は更新する誘導施設については、都市機能誘導区域内への立地を促進します

### ■ 取組一覧（その他誘導施設の誘導）

番号	取組名称	主な内容等	
33	誘導施設の整備・誘導促進	都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の協働の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）を設定し、まちなかへの整備・誘導を促進する	新規



## 2-2 都市アセットの活用によるまちの賑わい創出

### ①既存ストックの活用

ニューノーマルやそれに伴う意識や価値観の変化・多様化を踏まえ、今後は、町民一人ひとりのニーズに的確に応えて、これを迅速に実現していく機動的なまちづくりが求められます。

そこで、公共施設やインフラ施設、低未利用地等の既存ストックを活用し、都市生活の質や都市活動の利便性向上に資するように柔軟に利活用を図ります。

また、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか施策など、公共的主体が所有・管理するインフラ施設だけではなく、民間施設も含めて利活用を図ります。



米子市公会堂のスペースを活用したイベント

### ■ 取組一覧（既存ストックの活用）

番号	取組名称	主な内容等	
26	公会堂利用促進事業	中心市街地のランドマークとして市民に親しまれてきた施設を今後も、文化・芸術や賑わいを生み出す市民活動の拠点とする	継続
27	元町パティオ広場管理運営事業	市民誰もが気軽に使用できるコミュニティスペースであり、様々なイベントの開催などによって、賑わい増進を図る	継続
29	米子駅北広場ウォークアブル推進事業	米子駅南北自由通路及び駅南広場整備の事業効果を最大限波及させるため、既存の駅北広場の歩行者空間の拡大、交通ロタリーの再配置などを行い、交通結節機能の強化による利便性の向上を図る	継続
30	角盤町周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業 (ウォークアブル推進事業)	米子市角盤町周辺の商業エリアを活かし、商業施設や商店街を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成や安全で快適な歩行者優先の空間の整備等により、居心地が良く歩いて楽しい環境づくりを進め、にぎわいの創出を図る	継続
31	米子駅周辺地区歩いて楽しいまちづくり推進事業	米子駅周辺の商業エリアを活かし、商業施設や駅を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成や安全で快適な歩行者優先の空間の整備等により、居心地が良く歩いて楽しい環境づくりを進め、にぎわいの創出を図る	継続
32	米子港周辺整備事業	米子港に周辺の貴重な親水空間を生かした緑地等を整備し、米子港を中心とした歩行者の散策回遊ネットワークの形成や、まちと河川が交わる港湾の立地条件を有効活用した地域活性化を図る	継続
35	新生米子市立図書館の運営	整備拡充された図書館を生涯学習の基幹施設として活用するとともに、来館者や利用者の拡大を図る	継続
36	山陰歴史館整備事業	老朽化している山陰歴史館を市指定文化財として保護・保全	継続

番号	取組名称	主な内容等	
		を行い、米子の通史を学ぶことができ、米子城のガイダンスや、下町散策の拠点施設として集客につながるよう整備することで来館者や利用者の拡大を図る	
—	低未利用土地権利設定等促進計画	低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の探索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等（地上権、賃借権、使用賃借権の設定・移転、所有者の移転）を行う	新規

## ②官民連携によるまちづくりの推進

まちづくり活動のうち、特に中心市街地で行われる取組については、今後も官民が連携して取り組みます。

さらに今後は、大学等とも連携し、地域活性化に資するまちづくり活動の実施を検討します。

### ■ 取組一覧（官民連携によるまちづくりの推進）

番号	取組名称	主な内容等	
18	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業	中心市街地における課題に対し、総合的に地域活性化に取組む組織や団体に、必要な経費の一部を支援することにより、「中心市街地」の再生を図る	継続
20	YONAGO WONDER 情報発信事業	中心市街地で生まれ、動きはじめた、コンテンツ・観光等をクリエイティブ産業化に繋げるための情報発信を行うことにより、新たな事業の誘発や広域からの集客を図り、商業の活性化を図る	継続
28	よなごまちなかコミュニティ活性化支援事業	中心市街地における課題に対し、総合的に地域活性化に取組む組織や団体に、必要な経費の一部を支援することにより、「中心市街地」の再生を図る	拡充
—	よなごまちなか遊休施設活用事業	米子市のまちなか（中心市街地）が抱える課題を解決するために、地域の遊休施設（空き店舗、空き倉庫等）を活用し、ハード・ソフトの両面から総合的な地域の活性化に取り組む組織や団体に必要な経費の一部を支援する検討を行う	新規

## 2-3 商都米子の特性の活用

### ①米子の強みを活かした産業振興

就職時の市外への転出を抑制し、他都市からの移住を受け入れるため、医療・バイオ産業などの先端技術を活かした産官学連携などによる競争力の高い産業の育成など、働く場所の増加を図ります。

また、皆生温泉地区については、「皆生温泉まちづくりビジョン」を基に、海・砂浜を活かした持続可能な宿泊拠点づくりを推進します。

#### ■ 取組一覧（米子の強みを活かした産業振興）

番号	取組名称	主な内容等	
15	皆生温泉地区街なみ環境整備事業	地域が定めた「皆生温泉まちづくりビジョン」を基に、官民連携しながら、地区内のまちなみが統一され、海・砂浜と調和されるよう、温泉情緒と統一感を演出することにより、市民も楽しめる、ゆとりとうるおいのあるまちなみの形成に向けて取り組む	継続
16	仕事の種（シーズ）づくりなど産学連携研究への支援	市内の企業が高等教育機関と連携して行う新製品の事業化、新技術の実用化などの研究開発を支援することにより、将来的に仕事を生み出すような仕事の種（シーズ）づくりなど産学連携研究の促進を図る	継続
17	情報通信及び事務管理関連企業立地促進補助	中心市街地に企業を誘致する事により、中心市街地の賑わい向上や交流人口の増を図る	継続
19	まちなか振興ビジネス活性化支援事業	まちなかを振興する観点で実施される地域課題に対応する事業に要する経費の一部について補助することにより、まちなかの振興を図り、もってまちなかにおける中小商業の振興に寄与する	継続
25	住んで楽しいまちづくりファンド事業	米子市、鳥取銀行、米子信用金庫の共同出資によるファンドを設立し、中心市街地、皆生温泉等において本市の住んで楽しいまちづくりの推進に寄与する事業者を支援する	継続
34	商店街等イベント集客促進事業補助金	中心市街地における商店街等の活性化を目的としたイベントを継続的に開催する者に対し、当該イベントの集客の更なる向上と市民への一層の定着を図るための広報の取組に要する経費の一部を補助することで、当該エリアにおける人流を高め、「歩いて楽しいまちづくり」の推進に資する。	拡充

## ②地域資源の保全・活用

中心市街地内には、米子城や城下町、皆生温泉などの有力な観光資源が分布し、また、米子城や町並みの保存再生、加茂川・中海遊覧など、地域資源を活かした観光客誘致に向けた取組も進みつつあります。

今後は、これらの取組を引き続き継続するとともに、さらに関係人口の増加を図るため、市内に残る町家を活用するなど、魅力的な環境整備を推進します。

### ■ 取組一覧（地域資源の保全・活用）

番号	取組名称	主な内容等	
21	米子の町家・町並み保存再生プロジェクト	町家・町並みの保存・再生を図り、米子の町家・町並みを活かした魅力的かつ持続性のある米子のまちづくりの推進に寄与する	継続
22	米子城・魅せる！プロジェクト事業	米子城の探訪、講座、講演会等を通して、理解を深めてもらうことによって、普段から訪れてもらえる利用者の増加を図る	継続
23	城下町米子観光ガイド	米子の下町には古い佇まいが随所に残されており、観光客がその魅力にふれることができるための受け入れ体制づくりを行う	継続
24	米子城跡整備事業（旧史跡米子城跡整備事業）	中心市街地にある歴史公園として、多くの市民や来訪者に良好な憩いと潤いの場を提供するとともに、まちなかの観光スポットとして、まちの魅力を一層高める	継続

### (3) 交通ネットワークに関する施策

#### 3-1 持続可能な公共交通網の形成

##### ① まちなかと郊外を結ぶ公共交通ネットワークの維持

米子市では、都市機能が集積した交通の結節点であるまちなかと、地域ごとの特色ある郊外を結ぶことで、市全体が一体的に発展するまちづくりを推進しています。

今後も引き続き、利便性の拡充などの鉄道・バス利用者の増加に向けた取組や利用ニーズに合わせたバス路線の再編を検討し、まちなかと郊外をつなぎ、持続的に運行可能な公共交通網の構築を推進します。



米子市循環バス「だんだんバス」

#### ■ 取組一覧（まちなかと郊外を結ぶ公共交通ネットワークの維持）

番号	取組名称	主な内容等	
—	生活路線運行対策事業	地域住民の生活上必要な路線の維持対策として、バス事業者に補助を行い、住民の生活交通の確保する。	継続
42	循環バス（だんだんバス）運行事業	米子駅を発着し、大学病院など市内中心部を循環するコミュニティバス。公共交通機関を利用して市の中心部に来られた方が目的地にスムーズに移動できるように運行する	拡充

##### ② 利用ニーズに合わせた交通体系の再構築

米子市は、山陰地方の陸海空の交通の要衝となっていますが、現在は多くの市民が自家用車での移動を前提とした生活を営んでいます。

その一方で、今後、高齢化により自家用車の運転が困難になる人が増加し、公共交通のニーズが高まることが想定されます。

そこで、利用ニーズに合わせたバス路線の運行を引き続き実施するとともに、交通の要衝としての立地や利便性の高い公共交通網を活かした、スマホによる電子チケットの導入による移動手段をスムーズに使用できるような取組の導入を検討します。



米子市淀江町巡回バス「どんぐりコロコロ」

#### ■ 取組一覧（利用ニーズに合わせた交通体系の構築）

番号	取組名称	主な内容等	
—	巡回バス（どんぐりコロコロ）運行委託事業	淀江駅または米子東病院を発着し、米子市淀江町全域を巡回するコミュニティバス	継続
—	Y-M a a S 実証実験	米子広域圏（米子市、安来市、境港市、西伯郡、日野郡）の路線バス、コミュニティバスの利用促進を目的とした、スマホによる電子チケット実証実験（わいわいバスは、発売する電子チケットの愛称）。	拡充

## 3-2 交通結節機能の強化

### ①公共交通利用環境の向上

中心市街地における歩いて暮らせるまちづくり連携した鉄道・バス等の公共交通の利用者増加に向けた交通結節機能の強化を図るため、適切な待合環境や駐車場の管理運営に取り組みます。

#### ■ 取組一覧（公共交通利用環境の向上）

番号	取組名称	主な内容等	
—	快適な待合環境応援補助事業	便利で快適なバス待合所の環境整備に自主的に取り組む自治会や民間事業者等に対して、その整備費用の一部を補助する	継続
40	駐車場管理運営事業（万能町及び米子駅前地下駐車場）	交通の結節点である米子駅前付近の交通混雑の解消及び周辺施設へのアクセス機能改善により、来街者の利便性向上を図るための駐車場施設の管理運営を行うもの	継続
41	米子駅前簡易駐車場管理運営事業	コンベンション施設等及び大規模商業施設に訪れる人の利便性向上を図るための駐車場施設の管理運営を行うもの	継続

## (4) 届出制度の運用

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の開発等を行おうとする場合や、都市機能誘導区域外において誘導施設の開発等を行おうとする場合、又は都市機能誘導区域において誘導施設を休止・廃止しようとする場合には、都市再生特別措置法の規定に基づき、あらかじめ届出が必要となります。

### ① 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外における住宅の立地動向を把握するため、居住誘導区域外において、次のいずれかに該当する開発行為や建築行為をしようとする場合には、市への届出が必要となります。

#### 【開発行為】

- ア 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- イ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

#### 【建築等行為】

- ア 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- イ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※届出をしない又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。

### ② 都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外において誘導施設の開発行為や建築行為をしようとする場合には、市への届出が必要となります。

#### 【開発行為】

- ア 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

#### 【建築等行為】

- ア 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- イ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ウ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※届出をしない又は虚偽の届出をして届出対象行為を行った場合は、30万円以下の罰金に科せられる場合があります。

### ③ 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止をしようとする場合には、市への届出が必要となります。